

「電子交換所」設立に伴うお手続きのご案内

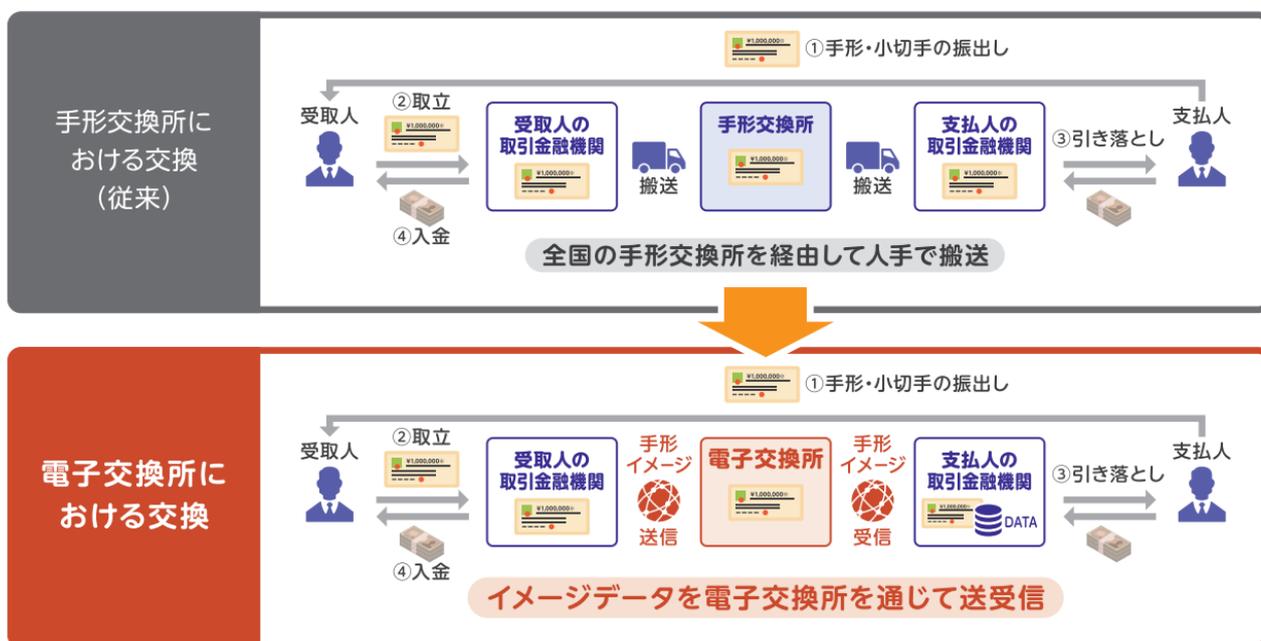
電子交換所による手形・小切手の交換決済開始

全国銀行協会は、これまで全国各地の手形交換所で行ってきた金融機関間の手形・小切手の交換方法を電子化します。

これに伴い、電子データで手形・小切手の交換を行う「電子交換所」が2022年11月に設立されます。現在は人手を介して搬送している手形・小切手ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

お客さまのお手続き方法に変更はなく、従来どおり紙の手形・小切手をお持ち込みいただけます。

※ 手形・小切手用紙の変更および用紙記入時のご留意事項がございます。



手形・小切手のご記入方法と注意事項

<主なご注意点>

- ◆ 算用数字や漢数字の記入方法にルールがございます。
- ◆ 手形や小切手の余白へのメモ書きはできません。
- ◆ 複記や補記はできません。
- ◆ 訂正方法にルールがございます。

電子交換所では、手形・小切手の券面の情報を読み取り電子データ化のうえ、金融機関間でイメージデータの送受信を行います。券面の情報を正しく読み取るために、以下のご記入方法や注意事項をご確認ください。

1. 金額欄のご記入方法

(1) アラビア数字（算用数字、1、2、3…）でご記入の場合

- ① チェックライターを使用してください。
- ② 金額の頭には「¥」、その終わりには「※」、「★」等の終止符号を印字するほか3桁ごとに「,」を印字してください。
- ③ チェックライターによる金額は濃い文字となるようインクをご確認ください。
- ④ 文字による複記はしないでください。

(2) 漢数字でご記入の場合

- ① 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用してください。
- ② 下表の漢数字以外読み取ることができません。
- ③ 崩し字は使用せず楷書で丁寧に記入してください。
- ④ 金額の頭には「金」、その終わりには「円」または「円也」を記入してください。

(3) その他

- ① 金額欄には上記（1）（2）に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。
- ② 金額欄に線引等が重なることがないようにしてください。



【電子交換所で読み取ることのできる漢数字】

	1			2			3		4			5		6		7		8				
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	
	9		10		100			1,000			10,000											
漢数字	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬										

<その他> 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の防止策のため上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【崩し字の例】



2. 注意事項

(1) 余白にメモ書きについて

- ① 券面へのメモ書きはしないでください。
- ② 券面や手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺など余白部分 (下図網掛け部分) は使用しないでください。
- ③ 表面に裏書きが濃く透けないようご注意ください。

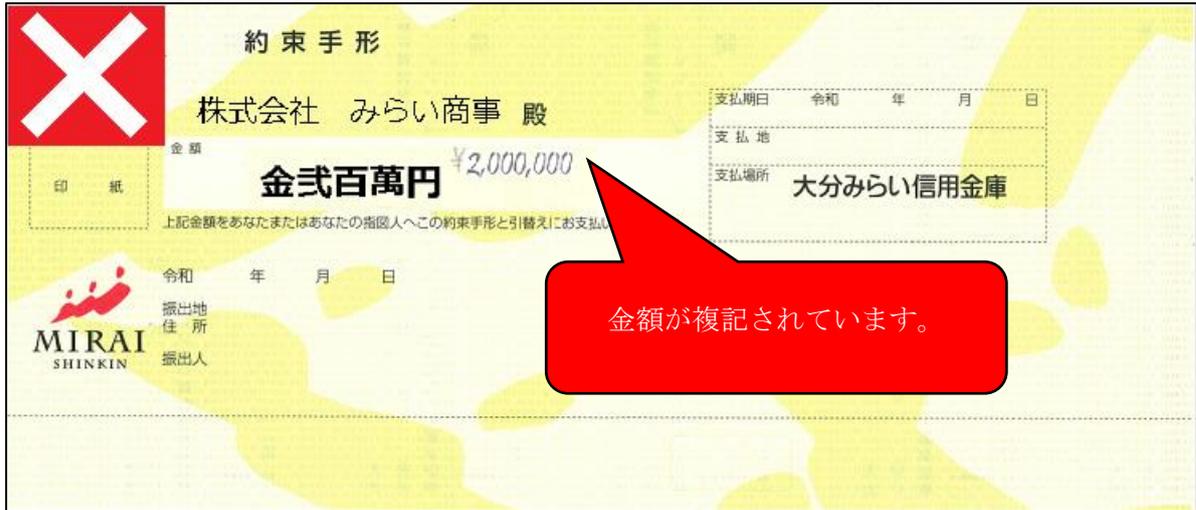
収入 印紙	為替手形No <small>支払人(引受人名)</small>	殿	支払期日 令和 年 月 日
	金額		支払地
	(受取人)		支払場所
	令和 年 月 日	拒絶証書不要 引受	令和 年 月 日
	振出地 住所 振出人		

収入 印紙	約束手形No	殿	支払期日 令和 年 月 日
	金額		支払地
	上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします		支払場所
	令和 年 月 日		
	振出地 住所 振出人		

小切手		
支払地		
金額		
上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人へお支払いください。		
振出日	令和 年 月 日	
振出地		
	振出人	

(2) 複記、補記について

文字による複記、補記はしないでください。



3. 訂正方法

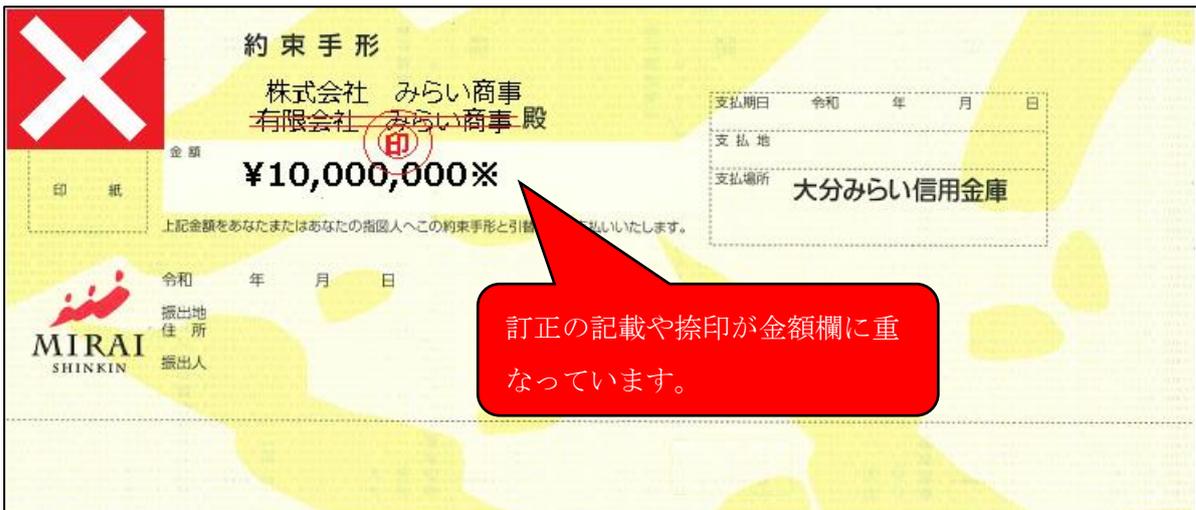
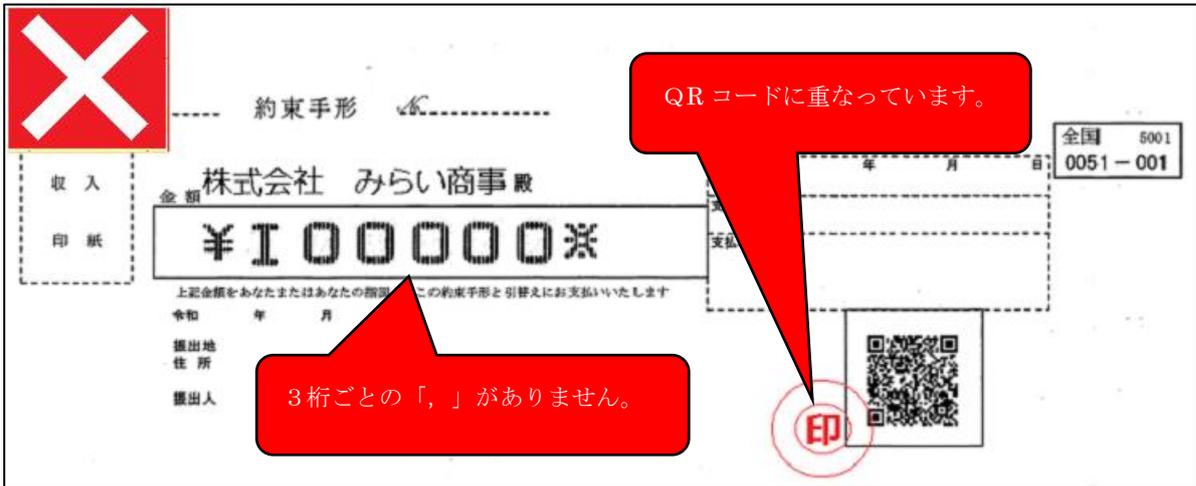
(1) 金額を誤記された場合

訂正せずに新しい手形・小切手用紙を使用してください。

(2) 金額以外の記入事項を訂正される場合

- ① 訂正箇所にお届け印を捺印してください。
- ② 訂正の記載や捺印が金額欄や銀行名欄に重ならないようにしてください。
- ③ 訂正の記載や捺印がQRコード欄に重ならないようにしてください。

(3桁ごとの「,」もお忘れないようにしてください)



資金化時限の変更

1. お支払い可能時限

手形・小切手の支払場所が遠隔地の場合、現在は資金化までに日数を要しておりますが、電子交換取扱開始後は資金化時限が早まることがございます。

2. お引き落とし時限

- (1) 支払場所が遠隔地の手形・小切手の一部は、お引き落とし時限が早まることがございます。
- (2) 決済資金のご用意は従来どおり支払期日までにご入金ください。

その他のお知らせ

1. チェックライターのご準備

チェックライターはお客さまにてご用意をお願いいたします。

2. 署名鑑の登録

発行の都度ゴム印押印が不要になりますので署名鑑の登録をお願いします。

3. 手数料

「電子交換所」設立に伴い、従来の代金取立手数料や約束手形帳や小切手帳の発行手数料が変更されますのでご注意ください。

(1) 代金取立手数料

① 小切手

支払場所が当庫のもの	無料
支払場所が他行庫のもの	(1枚につき) 330円

② 手形

支払場所が当庫のもの	(1枚につき) 660円
支払場所が他行庫のもの	(1枚につき) 660円

③ 個別取立 (1枚につき) 1,100円

(2) 発行手数料

① 約束手形帳 2,200円

② 為替手形帳 2,200円

③ 小切手帳 2,200円

(3) その他

① 不渡手形返却料 (1件につき) 1,100円

② 取立手形組戻料 (1件につき) 1,100円

③ 取立手形店頭提示料 (1件につき) 1,100円

4. 紙の手形・小切手の保管

交換日から起算して3カ月後の応答日までは、受取人の取引金融機関で保管されます。
偽造・変造が疑われ現物の確認が必要となる場合には速やかにお申し出ください。

5. 当座勘定規定

当座勘定規定が改定となります。

改定後の当座勘定規定は、2022年10月頃ホームページへ掲載予定です。

2026年までの全面的な電子化を目指します

決済手段の電子化は、昨今の環境配慮やテレワーク対応に向けた社会的意義を持つとともに、企業・金融機関の業務効率化に貢献します。

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

電子的な決済手段への移行をご検討ください

電子化のメリットは手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続きの省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。お客さまにおかれましても、電子記録債権のご利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

※ でんさいのご利用には審査がございます。